



# 実質的支配者情報リスト制度の創設

執筆者： 弁護士 茂木 諭  
          弁護士 蓮輪 真紀子

October 2021

## In brief

法人の実質的支配者 (Beneficial Owner) を把握することは、国際的な要請であり、マネー・ローンダリングやテロ資金供与防止の観点から、各国において取組みが進められています。

日本では、2021年9月17日、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」が公布され(法務省告示第187号。以下「**本規則**」といいます。)、**「実質的支配者情報リスト制度」**(以下「**本制度**」といいます。)が2022年1月31日から施行されます。

本ニュースレターでは、本制度の創設に至る経緯及び制度内容等について説明します。

## In detail

### 1. 本制度の創設に至る経緯

#### (1) 国際的な動向—FATFによる勧告

FATF (Financial Action Task Force / 金融活動作業部会) は 1989 年に設立が合意され、マネー・ローンダリングやテロ資金等の脅威撲滅のため、国際基準の策定や、加盟国が遵守すべき包括的かつ一貫性のある枠組みを示す「勧告」を行っています。

法人の実質的支配者の把握に関する主な勧告としては、例えば、以下の勧告 24 が挙げられます。

この勧告は、法人の透明性及び真の受益者に関して、次の事項を含む措置を求めるものである。「各国は、資金洗浄又はテロ資金供与のための法人の悪用を防止するための措置を講じるべきである。各国は、権限ある当局が、適時に、法人の受益所有及び支配について、十分で、正確なかつ時宜を得た情報を入手することができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである。」

#### (2) 日本におけるこれまでの取組み

これまでに、日本においては、法人の実質的支配者を把握するため、公証人が定款認証を行う際に、囑託人に対し設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者の申告を求める取組みを行っています(公証人法施行規則 13 条の 4)。この取組みは、2019 年 10 月、勧告 24(上記(1)参照)を遵守するための各国における取組みを促進するため FATF が公表した「法人の実質的支配者に関するベストプラクティス (Best Practices on Beneficial Ownership for Legal Persons)」に取り上げられるなど、国際的にも評価を受けています。

また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「**犯収法**」といいます。)の規定に基づき、金融機関をはじめとする「特定事業者」(犯収法 2 条 2 項 44 号)は、顧客等の代表者等から申告を受ける

方法により、顧客等の実質的支配者を確認する取組みが行われています(犯収法 4 条 1 項 4 号、犯罪による収益の移転防止に関する施行規則(以下「**犯収規則**」といいます。))11 条 1 項)。そして、なりすまし又は偽りの疑いのある取引等のハイリスクな取引においては、特定事業者は、申告された実質的支配者と顧客等との関係を株主名簿、有価証券報告書等の書類によって確認しなければならないものとされています(犯収法 4 条 2 項、犯収規則 14 条 3 項)。

さらに、金融庁が 2021 年 2 月 19 日に作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、金融機関による顧客管理における実質的支配者の確認に関して、「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証拠を求めてこれを行うこと」とされています(II-2(3)(ii))。

### (3) 本制度を創設する必要性

上記(2)の各取組みが行われた結果、日本においては、株式会社等の設立後の一元的かつ継続的な実質的支配者の把握が課題として残されていました。成長戦略フォローアップ(2020 年 7 月 17 日閣議決定)においても、「設立後の法人の実質的支配者の把握等を実現する商業登記制度の在り方を検討し、2020 年中に結論を得る。」とされています。

本制度は、法人が自己の実質的支配者を証明するために適宜利用することができるほか、銀行が顧客の実質的支配者を確認する際に、顧客の申告内容の正確性を確認するための資料(信頼に足る証拠)として、必要に応じて提出を求めるという形で利用することも可能となります。

## 2. 本制度の概要

本制度は、株式会社(特例有限会社を含みます。)<sup>1</sup>が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した「実質的支配者」に関する情報を記載した書面を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができることとするものです。なお、本制度は無料で利用できます。

本制度の対象となる「実質的支配者」とは、犯収規則 11 条 2 項 1 号の自然人(同条 4 項の規定により自然人とみなされるものを含みます。)に該当するものをいいます。

### 実質的支配者

- (1) 会社の議決権の総数の 50%を超える議決権<sup>2</sup>を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合<sup>3</sup>を除きます。)
- (2) (1)に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の 25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除きます。)

「自然人とみなされるもの」に該当するのは、国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場企業等及びその子会社です(犯収法 4 条 5 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 14 条、犯収規則 11 条 4 項参照)。したがって、例えば、上場会社の子会社が、甲株式会社の議決権のある株式の 50%超の株式を有する場合、当該子会社は、甲株式会社の実質的支配者に該当することとなります。

<sup>1</sup> 他の資本多数決法人(犯収規則 11 条 2 項参照)は対象外となります。

<sup>2</sup> いわゆる相互保有株式(会社法 308 条 1 項参照)に係る議決権が含まれる一方、取締役、会計参与、監査役又は執行役の選任及び定款変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含みます。)の全部につき株主総会で議決権を行使することができない株式に係る議決権(犯収規則 11 条 2 項 1 号括弧書参照)は、実質的支配者を判断する上での議決権から除かれるものとされています(本規則 2 条 3 号)。なお、自己株式には、議決権が認められないため(会社法 308 条 2 項)、議決権の総数及び保有数から除かれます。

<sup>3</sup> 例えば、①信託銀行が信託勘定を通じて 25%超の議決権を有する場合、②病気等により事業経営を支配する意思を欠く場合、③名義上の保有者に過ぎず、他に出資金の拠出者等がいて、当該議決権を有している者に議決権行使に係る決定権がない場合等が想定されています(2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」(以下「**本 Q&A**」といいます。))1-6)。

### 3. 実質的支配者情報リストに記載される内容

実質的支配者情報リスト(本規則における「実質的支配者情報一覧」)に記載される情報は、概ね以下のとおりです(本規則 2 条)。

#### 実質的支配者情報リストの内容

- ① 申出に係る株式会社(以下「申出会社」といいます。)の商号、本店所在地及び会社法人等番号
- ② 「過去の一定の日」(申出をする日の前 1 か月以内に限り)における申出会社の実質的支配者の氏名、住居、国籍等及び生年月日
- ③ 上記②の実質的支配者が「過去の一定の日」において直接又は間接に有していた申出会社の議決権(当該実質的支配者及び当該実質的支配者の支配法人<sup>4</sup>が有していた申出会社の議決権)が、申出会社の議決権の総数に占めていた割合及び当該実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合にはその旨
- ④ 「過去の一定の日」において、実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合には、当該実質的支配者及び当該支配法人が有していた申出会社の議決権がそれぞれ申出会社の議決権の総数に占めていた割合並びに当該実質的支配者、当該支配法人及び申出会社との間の支配関係
- ⑤ 申出書に添付する書面の名称(下記 4.参照)

### 4. 本制度の手続の流れ

実質的支配者情報リストの保管及び写しの交付の流れは、以下のとおりです<sup>5</sup>。

#### 手続の流れ

- (1) 会社の代表者又は代理人による申出
  - ア 実質的支配者情報リスト及び申出書の作成
  - イ 添付書面の準備(後述)
  - ウ 申出会社の本店所在地を管轄する法務局に対する申出書及び添付書面の提出
- (2) 登記所による確認及び交付
  - ア 登記官による申出内容の確認
  - イ 実質的支配者情報リストの保管<sup>6</sup>
  - ウ 認証文付きの実質的支配者リストの写しの交付
- (3) 利用
  - ア 実質的支配者情報リストの写しを銀行等に提出
  - イ 再交付の申出(必要に応じて)

添付書面のうち、実質的支配者情報リストの内容を証する書面としては、以下のようなものが挙げられます<sup>7</sup>。このうち、①、③及び⑤を添付する場合は、実質的支配者情報リストの添付書面欄に記載されることとなります。

<sup>4</sup> 犯収規則 11 条 3 項 2 号に規定する支配法人をいい、同号の規定により当該実質的支配者の支配法人とみなされるものを含みます(本規則 2 条 3 号)。

<sup>5</sup> 申出書等の様式については、法務省のサイト([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html))をご参照下さい。

<sup>6</sup> 商業登記所に備え付けられる「実質的支配者情報一覧つづり込み帳」の保存期間は、作成した年の翌年から 7 年間とされています(本規則 11 条)。

<sup>7</sup> その他の添付書面については、本規則 4 条乃至 6 条をご参照下さい。

#### 【添付を要する書面】

- ① 申出会社の申出日における株主名簿の写し  
※ 株主名簿の写しに代えて、公証人が発行する「申告受理及び認証証明書」(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限り)又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し(申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの)を添付することも認められます。
- ② 実質的支配者情報リストの記載と上記①の書面の記載の内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成の書面

#### 【添付することができる書面】

- ③ 上位会社(実質的支配者の支配法人)の申出日における株主名簿の写し(③と④はセットで添付)  
※ 上位会社の株主名簿の写しに代えて、公証人が発行する「申告受理及び認証証明書」(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限り)又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し(申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの)を添付することも認められます。
- ④ 実質的支配者情報リストの記載と上記③の書面の記載の内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成の書面
- ⑤ 実質的支配者の本人確認書面  
※ 実質的支配者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含みます。)  
※ 具体例:運転免許証の表裏両面のコピー、住民票の写し等

### 5. 実際の利用場面における留意点

#### (1) 実質的支配者情報リストの内容の真実性

本制度の実質的支配者は、あくまで申出会社の申告による情報に基づき、議決権の保有割合を形式な基準として判断されるものであり、商業登記所が実質的な審査を行うものではありません。実際に、実質的支配者情報リストの写しには、「これは、会社において作成した実質的支配者情報一覧について、登記官が各添付書面欄記載の書面と整合することを確認して保管を行ったものの写しであり、記載されている内容が事実であることを証明するものではない。」と付記されます<sup>8</sup>。

したがって、実質的支配者情報リストの内容が事実であるかどうか問題となるような場合には、別途、主張立証が必要となり得る点に留意が必要です。例えば、資本提携の検討先の実質的支配株主を確認する場合、当該リストは重要な参考資料になりますが、更に情報・資料を追加確認するか否かはケースバイケースで判断する必要があります。

なお、申出会社が虚偽の資料を用いるなどして申出を行った場合には、個別の事案に応じて、関係法令に基づき制裁が科され得ます。例えば、申出会社が株主名簿に虚偽の記載をした場合には、会社法 976 条 7 号の規定により、100 万円以下の過料に処せられることとなります。

#### (2) 実質的支配者情報リストの内容の更新

本制度は、任意の申出に基づいて実質的支配者情報リストの写しを発行するものであり、実質的支配者情報リストに記載されている情報に変更があった場合でも、変更後の実質的支配者情報リストの保管及び写しの交付の申出をすることは任意となります。したがって、申出会社が、新たな情報が記載された実質的支配者情報リストの写しを必要とする場合には、改めて申出をすることになります(本 Q&A5-2)。また、記載情報に更新があった場合でも、申出会社が適時の更新を怠っていることがあり得るため、状況によっては、当該リストに全面的に依拠して判断すべきではないケースもあることに留意が必要となります。

<sup>8</sup> 「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行に伴う事務の取扱いについて(通達)」(2021年9月17日法務省民商第159号。以下「本通達」といいます。)第2の2(4)イ(ウ)。

なお、商業登記所が既に実質的支配者情報リストを保管している株式会社から、実質的支配者情報リストの保管及び実質的支配者情報リストの写しの交付に係る再度の申出があった場合には、新たな申出があったものとして処理されるものとされています(本通達第2の4)。

---

## The takeaway

---

前述のとおり、法人の実質的支配者を把握することは国際的な要請であり、日本において実質的支配者の把握に取り組むことは、金融機関が円滑に海外取引を行うための環境整備にも資するなど、日本企業による国際的な経済活動を支えるインフラ整備としての側面を有します。

本制度は、法人が任意に利用することを前提とする制度ですが、日本における法人の実質的支配者の確認の信頼性を高めるものであり、導入されることの意義は大きいものと考えます。

なお、本制度の対象外とされている法人に関する実質的支配者の把握の在り方や、商業登記所の管理する実質的支配者情報へのアクセス権者の範囲、オンラインによる手続の実施等、本制度の導入後においても検討課題が残されていますので<sup>9</sup>、今後の議論についても注視していく必要があります。

---

<sup>9</sup> 「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会～有識者による議論の取りまとめ～」(2020年7月)第3の2参照。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **PwC 弁護士法人**

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー 弁護士

茂木 諭

弁護士

蓮輪 真紀子

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.